

令和7年度名古屋市結婚新生活支援事業 Q & A

(令和 7年 7月 1日更新)

～ 目次 ～

1. 申請手続きについて

1-1 申請の時期に関すること

Q 1 いつ申請したらよいですか。

1-2 申請方法に関すること

Q 1 本人又は配偶者等でない者が代理で申請することは可能ですか。

Q 2 オンライン申請ができないので紙の書類で申請することは可能ですか。

Q 3 申請手続きをした後に、メールアドレスや電話番号が変更になりましたが、何か手続きが必要ですか。

1-3 申請書類について

Q 1 提出書類となる証明書関係はどこで入手できますか。料金はかかりますか。

Q 2 源泉徴収票を課税（所得）証明書の代わりにすることはできますか。

Q 3 前年は所得がありませんでしたが、課税（所得）証明書を提出する必要はありますか。

Q 4 奨学金の返済が確認できる書類とはどのようなものですか。

Q 5 結婚新生活支援事業における助成対象経費の支払を証明する領収書にはどのような項目が記載されている必要がありますか。

Q 6 賃料（家賃）は毎月金融機関口座から振替（又は金融機関振込）で支払っていますが、領収書を添付する必要はありますか。

Q 7 賃料（家賃）を毎月クレジットカードで支払っていますが、領収書を添付する必要はありますか。

1-4 審査・交付決定・振込について

Q 1 申請してから審査・交付決定はどれくらいの時間がかかりますか。

Q 2 助成金の振込はいつごろですか。

Q 3 助成金を現金で受け取ることはできますか。

Q 4 年度中に助成金の申請を締め切ることあります。

Q 5 申請した書類に不備があることに気づきました。どうしたらよいですか。

2. 要件について

2-1 婚姻やファミリーシップ宣誓に関すること

Q 1 結婚の予定は決まりましたが婚姻届を提出していません。本事業の申請をすることはできますか。

Q 2 法律婚でない場合は対象となりますか。

Q 3 夫婦の双方が日本人であるが、外国方式の婚姻をしている場合は、対象となりますか。

- Q 4 夫婦等の一方が日本国籍を有しない場合は対象となりますか。
- Q 5 夫婦等の双方が日本国籍を有しない場合は対象となりますか。
- Q 6 再婚の場合は対象になりますか。

2-2 所得制限に関すること

- Q 1 所得はどのように計算するのですか。
- Q 2 課税（所得）証明書を取得する前に、所得をあらかじめ確認することはできますか。
- Q 3 どの程度の給与収入であれば、500万円の所得になりますか。
- Q 4 教育ローンの年間返済額は、所得から控除してよいですか。
- Q 5 令和7年1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、課税（所得）証明書が取得できない場合はどうすればよいですか。

2-3 その他要件に関すること

- Q 1 子どもがいる場合は対象になりますか。
- Q 2 生活保護を受給している場合は対象になりますか。

3. 対象となる費用について

3-1 対象経費の考え方

- Q 1 婚姻前から夫婦等が同居している物件の場合は対象になりますか。
- Q 2 新しく購入・賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか。
- Q 3 親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象になりますか。
- Q 4 住宅取得及び住宅賃借の契約名義人が夫婦等の親であり、夫婦等が親に相当分を支払っている場合や、夫婦等のいずれかの名義の口座から相当分が引き落とされている場合は、対象になりますか。
- Q 5 住宅取得費用やリフォーム費用について、金融機関へのローン払いをしている場合、対象になりますか。
- Q 6 令和7年1月から3月の間に婚姻し、同時期に引越費用や住宅賃借に係る初期費用等を支払った場合は対象になりますか。

3-2 住宅取得費用

- Q 1 婚姻前の住宅購入は対象になりますか。
- Q 2 住宅が建築中である等の理由で申請をする住宅に夫婦等の住民票の住所としていない場合、申請することはできますか。
- Q 3 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合の取扱いは、費用をどのように計上すればよいですか。

3-3 住宅リフォーム費用

- Q 1 住宅のリフォーム費用はどのようなものが対象になりますか。
- Q 2 リフォームを行う住宅は夫婦等が所有するものである必要はありますか。
- Q 3 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか。
- Q 4 婚姻前のリフォームは対象になりますか。

3-4 住宅賃貸費用

- Q 1 婚姻より前に同居を開始した場合は対象となりますか。
- Q 2 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合は対象となりますか。
- Q 3 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる賃料（家賃）等は対象になりますか。
- Q 4 賃料（家賃）について、会社から住宅手当の支給を受けていますが、対象になりますか。
- Q 5 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないものの、敷金の支払を裏付ける領収書が発行されている場合、その支払は敷金として対象になりますか。
- Q 6 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件や勤務先が所有する社宅に入居し、勤務先に対し賃料（家賃相当額を支払っている場合は対象になりますか。
- Q 7 月々の賃料（家賃）に駐車場代や光熱水費、通信費、火災保険料、家財保険料などが含まれている場合、これらの費用は助成の対象になりますか。
- Q 8 住宅賃借費について、賃料（家賃）の一括払いや日割り家賃は助成の対象となりますか。

3-5 引越し費用

- Q 1 親族の家（実家等）に引っ越して同居する場合の引越費用は対象になりますか。
- Q 2 対象となる引越費用はどのようなものですか。
- Q 3 婚姻前に引っ越しをしていた場合にその引越費用は対象になりますか。
- Q 4 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けていますが、対象になりますか。

4. その他

- Q 1 令和8年4月以降に結婚予定ですが、事業は継続されますか

1. 申請手続きについて

1-1 申請の時期に関すること

Q 1 いつ申請したらよいですか。

A 申請は申請する費用の支払が終わった後に1回で申請してください(複数回に分割して申請することはできません)。なお、申請見込世帯を考慮して予算を確保しておりますが、申請書類が揃いましたら、お早めに申請していただくことを推奨します。

※令和8年1月から3月の間に婚姻等をした方へ

令和8年度の事業実施の有無は、本市の令和8年度予算編成の中で検討されるため、令和8年度の事業実施は、現時点で未定です。

1-2 申請方法に関すること

Q 1 本人又は配偶者等でない者が代理で申請することは可能ですか。

A 代理による申請はできません。申請は夫婦のどちらか一方またはファミリーシップ宣誓をした方のどちらか一方が行ってください。

Q 2 オンライン申請ができないので紙の書類で申請することは可能ですか。

A 原則、オンライン申請をお願いしております。

オンライン申請ができない事情がある場合はコールセンターにお問い合わせください。

Q 3 申請手続きをした後に、メールアドレスや電話番号が変更になりましたが、何か手続きが必要ですか。

A 連絡先変更の旨をコールセンターにお知らせください。その後の必要な手続きについて、ご説明します。

1-3 申請書類について

Q1 提出書類となる証明書関係はどこで入手できますか。料金はかかりますか。

A 原則として、戸籍に関する書類は婚姻後の本籍地がある自治体、住民票に関する書類は申請日時点の住所地を管轄する自治体、税に関する書類は令和7年1月1日時点の住所地を管轄する自治体へお問い合わせください。

※令和6年3月1日より、本籍地が市外の戸籍証明書等を取得できるようになりました（広域交付）。本籍地が市外の方も、戸籍全部事項証明書については、本市の各区役所・支所で入手可能です。ただし、婚姻届受理証明書は広域交付の対象外となります。

本市で発行可能な場合の証明書等の発行窓口は以下のとおりです。詳細・発行に係る費用などについては、下記の名古屋市公式ウェブサイト該当ページリンクからご確認ください。

種類	証明書等の種類	入手できるところ	該当ページリンク
戸籍に関する書類	婚姻届受理証明書	各区役所・支所 <u>※婚姻届受理証明書は届出をした区役所・支所でのみ入手可能です。</u>	https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000011518.html
	戸籍全部事項証明書		
住民票に関する書類	住民票	各区役所・支所	
	ファミリーシップ宣誓書受領証	名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課	https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000157975.html
税に関する書類	課税（所得）証明書	市税事務所、各区役所・支所の税務窓口	https://www.city.nagoya.jp/zaisei/page/0000075096.html

Q2 源泉徴収票を課税（所得）証明書の代わりにすることはできますか。

A 源泉徴収票で申請することはできません。必ず市区町村が発行する課税（所得）証明書または非課税証明書を提出してください。

Q3 前年は所得がありませんでしたが、課税（所得）証明書を提出する必要はありますか。

A 所得金額等が記載された非課税証明書を提出してください。

Q4 奨学金の返済が確認できる書類とはどのようなものですか。

A 奨学金返還証明書をご提出ください。返済先が証明書を発行しない場合は通帳の写しや銀行振り込み明細の写し等、支払者の氏名、支払先、金額、支払日が確認できるものを提出してください。

Q 5 結婚新生活支援事業における助成対象経費の支払を証明する領収書にはどのような項目が記載されている必要がありますか。

A 領収書には、支払者の氏名、支払先、金額、支払の内容、支払日の記載が必要です。なお、各対象経費の申請に必要な提出必要書類は以下のとおりです。

対象経費区分	提出必要書類
	※いずれの対象経費区分においても、 <u>対象経費の支払を証明する領収書の写しの提出が必要です。</u>
住宅取得費	・住宅の売買契約書又は工事請負契約書等の写し ・金融機関とのローン契約書等及び返済計画がわかる書類の写し（現に当該取得費用に係るローン契約に基づき元金の返済をしている場合に限る。）
住宅リフォーム費	・住宅のリフォームの請負契約書等の写し ・金融機関とのローン契約書等及び返済計画がわかる書類の写し（現に当該リフォーム費用に係るローン契約に基づき元金の返済をしている場合に限る。）
住宅賃借費	・住宅の賃借契約書の写し ・住宅手当支給証明書又は住宅手当等の金額が明記されている給与明細等の写し（勤務先等から住宅手当が支給されている場合に限る。）
引越費用	

Q 6 賃料（家賃）は毎月金融機関口座から振替（又は金融機関振込）で支払っていますが、領収書を添付する必要はありますか。

A 口座振替や振込による支払の場合は、賃貸人、不動産会社、保証会社等に領収書の発行を依頼し、添付してください。ただし、賃貸人、不動産会社、保証会社等から領収書が発行されない場合は、通帳の写しや振込明細書を領収書の代わりにすることができます。

なお、保証会社が発行する領収書を添付する際は、賃貸借契約書に保証会社への支払をする旨の記載がある場合を除き、保証契約書の写し等の保証会社へ家賃を支払うことを証する書類を添付してください。

Q 7 賃料（家賃）を毎月クレジットカードで支払っていますが、領収書を添付する必要はありますか。

A クレジットカードによる支払の場合は、クレジットカード会社に領収書の発行を依頼し、添付してください。ただし、クレジットカード会社から領収書が発行されない場合は、下記を確認できるカード利用明細書や通帳の写しを添付してください。

- ・支払者の氏名
- ・支払の内容または支払先の名称
- ・金額
- ・カード利用日

1-4 審査・交付決定・振込について

Q 1 申請してから審査・交付決定はどれくらいの時間がかかりますか。

A 申請を受理してから 3~4 週間程度で審査を行い、審査完了後に交付（不交付）

決定通知を交付します。ただし、申請内容に不備がある等、修正が必要な場合は、さらに時間を要することがあります。

Q 2 助成金の振込はいつごろですか。

A 交付決定の後に、請求書を受理してから、請求情報の審査を行います。審査完了後、指定の銀行口座に振り込みます。なお、振込日の指定はできません。また、振込完了のお知らせは行いせんので、記帳いただくなどしてご確認ください。

Q 3 助成金を現金で受け取ることはできますか。

A 原則、口座振込となります。

Q 4 年度中に助成金の申請を締め切ることあります。

A 年度中であっても、交付対象世帯への助成額が予算に達した場合は、本助成金の申請を締め切ります。なお、申請が予算額の上限に達することが見込まれる際には、あらかじめ市公式ウェブサイト等でお知らせする予定です。

Q 5 申請した書類に不備があることに気づきました。どうしたらよいですか。

A 事務局による処理前であれば、申請者側で下記の手順で対応をしていただくと、申請の取り下げが可能です。なお、下記の申請者による申請取り下げ対応手順②の「申請を取り下げる」ボタンが表示されない場合は、処理が進んでいる可能性があります。お手数ですが、申請者情報及び修正箇所についてコールセンターにお伝えください。その後の対応については、コールセンターからご説明します。

(申請者による申請取り下げ対応手順)

- ①申請完了メールから、申請情報確認ページをご確認いただく。
- ②「申請を取り下げる」ボタンをクリックする。

2. 要件について

2-1 婚姻やファミリーシップ宣誓に関すること

Q 1 結婚の予定は決まりましたが婚姻届を提出していません。本事業の申請をすることはできますか。

A 婚姻届の提出・受理前に申請することはできません。

Q 2 法律婚でない場合は対象となりますか。

A 法律婚（婚姻した夫婦）に加え、本市においてファミリーシップ宣誓をした方を対象としています。

Q 3 夫婦の双方が日本人であるが、外国方式の婚姻をしている場合は、対象となりますか。

A 戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。その際に、本助成金において「婚姻日」と位置付ける日は、戸籍に「婚姻日」又は「証書提出日」として記載された日とします。

〔参考〕 法務省「国際結婚、海外での出生等に関する戸籍Q&A」

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji15.html>

〔参考〕 外務省「戸籍・国籍関係届の届出について」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/index.html>

Q 4 夫婦等の一方が日本国籍を有しない場合は対象となりますか。

A 日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載してあれば、対象となります。

Q 5 夫婦等の双方が日本国籍を有しない場合は対象となりますか。

A 日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。

Q 6 再婚の場合は対象になりますか。

A 対象になります。ただし、夫婦等の双方がこの制度の助成金を受けたことが無い（他市区町村での申請を含む）場合に限りです。

2-2 所得制限に関すること

Q 1 所得はどのように計算するのですか。

A 夫婦等の課税（所得）証明書に記載されている「合計所得金額」を合算した額が世帯所得となります。

Q 2 課税（所得）証明書を取得する前に、所得をあらかじめ確認することはできますか。

A 下記の確認方法は、あくまで目安となりますので、原則、「2-2 Q1」に従い、世帯所得をご確認ください。なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから所得を確認していただくことができますが、ポータル上で発行できるPDF資料は本事業において所得を証明する資料として使用することはできません。

【世帯所得（目安）の確認方法】

区分	確認方法
1か所の勤務先であって、収入が給与所得のみの方	令和6年中に勤務中の職場で交付される「令和6年分」の「給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」欄に記載された額が所得額となります。（「支払金額」欄の額ではありませんのでご注意ください。） なお、ご夫婦等の所得合計額（概算）を確認するには、ご夫婦等2人分の源泉徴収票の所得額の合算が必要です。
複数個所の勤務先であって、収入が給与所得のみの方	すべての源泉徴収票の所得額を合算したものと異なる場合があります。国税庁の公式サイトにて適切な給与所得控除額をご確認のうえ、計算してください。
その他（自営業等）の方	ご自身の令和6年分の確定申告の内容にてご確認ください。

〔参考〕 国税庁「給与所得控除」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>

Q 3 どの程度の給与収入であれば、500万円の世帯所得になりますか。

A 世帯所得額は収入等の状況により異なりますので、個々にご確認ください。

なお、目安として、夫婦等のそれぞれに給与収入がある場合ならば、1人の給与収入が360万円程度の場合（360万円×2人）に、夫婦等一方のみに給与収入がある場合はおよそ670万円の場合に所得が500万円程度となります。ただし、上記の給与収入額は、夫婦等一方が1か所の勤務先である場合の目安となりますので、①複数個所で勤務している場合、②夫婦等の双方に収入がある場合、③自営業等の場合は異なります。

なお、夫婦等の課税（所得）証明書に記載されている「合計所得金額」を合算した額が世帯所得となります。

Q 4 教育ローンの年間返済額は、所得から控除してよいですか。

A 教育ローンの年間返済額は所得から控除することができません。貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により学生の修学や生活のために貸与された資金）の返済を現に行っている場合のみ、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除できます。対象となる奨学金の例は下記のとおりです。なお、下記以外のものについては、個別にコールセンターにお問い合わせください。

- ・日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）
- ・交通遺児育英会奨学金
- ・あしなが育英会奨学金
- ・生活福祉資金貸付制度における教育支援資金（教育支援費及び就学支度資金）
- ・母子父子寡婦福祉資金（修学資金及び就学支度資金）
- ・地方公共団体の実施する奨学・育英資金
- ・技能者育成資金融資制度における融資金

Q 5 令和7年1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、課税（所得）証明書が取得できない場合はどうすればよいですか。

A 戸籍の附票等をご提出いただき、課税基準日（1月1日）に日本国内に居住していなかった事実を確認します。また、令和6年（1月～12月）の収入が確認できる資料（給与明細等）もご提出いただき、課税基準日時点の為替レートを基準にする等により所得を推計します。

2-3 その他要件に関すること

Q 1 子どもがいる場合は対象になりますか。

A 対象となります。

Q 2 生活保護を受給している場合は対象になりますか。

A 対象となります。ただし、本助成金の対象となる経費について、生活保護による生活扶助又は住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合、その部分については本事業の対象外経費となります。なお、本助成金についての本市の生活保護制度上の取り扱いの詳細については、生活保護の担当ケースワーカーにお問い合わせください。

3. 対象となる費用について

3-1 対象経費の考え方

Q 1 婚姻前から夫婦等が同居している物件の場合は対象になりますか。

A 対象になります。ただし、助成の対象となるのは婚姻後に生じた費用に限ります。

Q 2 新しく購入・賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか。

A 対象になります。所得の計算は親族の所得を含めず、夫婦等の所得のみで行います。ただし、住宅の購入及び賃借等の契約名義が、申請する夫婦等のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払を夫婦等のいずれかが行っている場合に限ります。

Q 3 親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象になりますか。

A 対象になります。ただし、住宅賃借や住宅取得のための契約書により内容が客観的に確認でき、これらに係る費用の支払を夫婦等のいずれかが行っていることが必要です。なお、本助成金を受給するための不自然な契約変更等を行っている場合は、交付対象外となります。

Q 4 住宅取得及び住宅賃借の契約名義人が夫婦等の親であり、夫婦等が親に家賃相当分を支払っている場合や、夫婦等のいずれかの名義の口座から家賃相当分が引き落とされている場合は、対象になりますか。

A いずれの場合も対象になりません。

Q 5 住宅取得費用やリフォーム費用について、金融機関へのローン払いをしている場合、対象になりますか。

A 対象になります。ただし、ローン契約に基づく支払に限ります。なお、対象は元金への支払額であり、手数料や利息は対象になりません。

Q 6 令和7年1月から3月の間に婚姻し、同時期に引越費用や住宅賃借に係る初期費用等を支払った場合は対象になりますか。

A 対象になりません。令和7年1月から3月に婚姻した夫婦等については、令和7年度に限り、令和7年1月から3月に支払った住宅取得費、住宅リフォーム費、住宅賃借費（賃料及び共益費を除く。）及び引越費用の金額を、住宅賃借費に加算して申請することができます。

3-2 住宅取得費用

Q 1 婚姻前の住宅購入は対象になりますか。

A 対象になります。ただし、婚姻を機とし、婚姻日から起算して1年以内に取得した（引き渡しを受けた）ものに限ります。引き渡し証明書等により住宅取得日を確認します。

Q 2 住宅が建築中である等の理由で申請をする住宅に夫婦等の住民票の住所としていない場合、申請することはできますか。

A 申請できません。申請するためには、当該住宅を取得済であり、かつ住民票の住

所を当該住所とする必要があります。

Q 3 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合の取扱いは、費用をどのように計上すればよいですか。

A 不動産の登記において、建物、土地それぞれ取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は区分することができます。売主等に確認し、建物代のみを助成対象費用としてください。

3-3 住宅リフォーム費用

Q 1 住宅のリフォーム費用はどのようなものが対象になりますか。

A 婚姻を機とした住宅のリフォームであり、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象になります。ただし、次の費用等については対象になりません。

- ・倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
- ・家電の購入費用や設置費用
- ・法令、賃貸借契約等により、貸主が負担すべき工事に要した費用

Q 2 リフォームを行う住宅は夫婦等が所有するものである必要はありますか。

A 夫婦等が所有するものである必要はありません。ただし、夫婦等の双方または一方の住民票の住所がリフォームを行う住宅の住所となっており、夫婦等のいずれかがリフォーム工事の契約をし、夫婦等のいずれかが費用を支払っている必要があります。

Q 3 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか。

A 対象になります。ただし、賃貸借契約等により本来貸主がすべき修繕費用は対象になりません。

Q 4 婚姻前のリフォームは対象になりますか。

A 対象になります。ただし、婚姻を機とし、婚姻日から起算して1年以内に実施したものに限り、契約書等によりリフォームの実施日を確認します。

3-4 住宅賃貸費用

Q 1 婚姻より前に同居を開始した場合は対象となりますか。

A 対象になります。ただし、助成の対象となるのは、婚姻を機とした同居開始後に発生した費用に限ります。

Q 2 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合は対象となりますか。

A 対象となります。ただし、助成の対象になるのは、同居開始後に生じた費用に限ります。同居が婚姻を機としていない場合は、婚姻日以降に生じた費用に限ります。

Q 3 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる賃料（家賃）等は対象になりますか。

A 対象になります。ただし、主たる生活拠点となっている住宅は、名古屋市内に所在する必要があるため、当該住宅に係る賃料（家賃）等のみが対象となります。

Q 4 賃料（家賃）について、会社から住宅手当の支給を受けていますが、対象になりますか。

A 対象になります。ただし、会社等から支給された住宅手当を助成対象費用から控除します。夫婦等それぞれが支給を受けている場合はそれぞれの支給額を合算して控除します。

Q 5 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないものの、敷金の支払を裏付ける領収書が発行されている場合、その支払は敷金として対象になりますか。

A 対象になります。なお、申請する敷金が領収書に記載されている内容と同一であることと、賃貸借契約書に記載されている住宅の敷金であることを確認します。

Q 6 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件や勤務先が所有する社宅に入居し、勤務先に対し賃料（家賃相当額）を支払っている場合は対象になりますか。

A 対象になります。賃借人が勤務先であることと、勤務先に対し家賃相当額の支払をしていることを確認するため、下記の書類を提出してください。

提出必要書類	確認する内容
・社宅使用契約書又は入居決定通知書等 ※このような書類が無い場合は社宅使用申込書	賃借人が勤務先であること
・給与明細等	勤務先に対して支払をしていること

Q 7 月々の賃料（家賃）に駐車場代や光熱水費、通信費、火災保険料、家財保険料などが含まれている場合、これらの費用は助成の対象になりますか。

A 原則、助成の対象になりません。月々の賃料（家賃）から当該金額を控除した額が助成の対象になります。

Q 8 住宅賃借費について、賃料（家賃）の一括払いや日割り家賃は助成の対象となりますか。

A 賃貸借契約に基づくものであれば、対象となります。ただし、家賃及び共益費は月額3か月分の金額が上限となります。

3-5 引越し費用

Q 1 親族の家（実家等）に引っ越して同居する場合の引越費用は対象になりますか。

A 対象になります。ただし、申請する引越費用を夫婦等のいずれかが支払った場合に限りです。

Q 2 対象となる引越費用はどのようなものですか。

A 婚姻に伴う引越費用のうち、引越業者や運送業者へ支払った実費が対象になります。不用品の処分費用や自らレンタカーを借りる、友人に頼んで謝礼を渡す等して引っ越した場合にかかった費用は対象になりません。また、新たに購入した家具や家電などを新居へ直接配送してもらう費用も対象となりません。

Q 3 婚姻前に引っ越しをしていた場合にその引越費用は対象になりますか。

A 対象になります。ただし、婚姻を機とした引っ越しである場合に限りです。

Q 4 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けていますが、対象になりますか。

A 対象になります。ただし、会社等から支給された引越費用等を助成対象費用から控除します。夫婦等それぞれが支給を受けている場合はそれぞれの支給額を合算して控除します。引越手当支給証明書又は引越手当等の金額が明記されている給与明細等の写しを提出してください。

4. その他

Q 1 令和 8 年 4 月以降に結婚予定ですが、事業は継続されますか。

A 令和 8 年度の事業実施の有無は、本市の令和 8 年度予算編成の中で検討されるため、令和 8 年度の事業実施は、現時点で未定です。